

ふりーむ

2005・3月
Vol.7



目次

育児・介護休業法が改正されました	2・3
「改正の概要」「育児・介護休業法のあらまし」「Q&A」	
苫小牧市男女共同参画推進条例（仮称）を制定します	4
女性センターおすすめ 本＆ビデオ	4・5
【女性のエンパワーメント講座】	
「プレゼンテーション能力をみがこう」を開催しました	5
【女性センター講座】	
「男女共同参画講座」を開催しました	6
【用語解説7】アイキャッチャー	6
【データ】高齢者の社会参加	7
「女性に対する暴力をなくそう！」	7
女性センター情報コーナー	8

「ふりーむ」

「ジェンダーフリー（社会的、文化的につくられた性差からの解放）」と「ドリーム（夢）」を組み合わせた言葉です。男女平等と豊かな夢のある社会を目指しています。

育児・介護休業法が改正されました

改正の概要

1 育児休業及び 介護休業の対象労働者の拡大

休業の取得によって雇用の継続が見込まれる一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業が取れるようになります。

これまで「期間を定めて雇用される者（期間雇用者）」については、長期的な休業となる育児・介護休業になじまないと考えられ対象から除外されていました。しかし、期間雇用者の数が年々増加し、その多くが労働契約の更新を繰り返し継続して雇用されていることから、新たに育児休業等の対象になりました。申し出の時点で次のいずれにも該当する方が対象となります。

<育児休業の場合>

- イ 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。
- ロ 子が1歳に達する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者を除く）

<介護休業の場合>

- イ 同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること。
- ロ 介護休業開始予定日から93日を経過する日を超えて引き続き雇用されることが見込まれること（93日経過日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかな者を除く）

2 育児休業期間の延長

子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6ヶ月に達する日までの間休業ができます。

育児休業制度をより使いやすいものとし、雇用の継続促進や円滑な職場復帰を図るために子が1歳に達した後もなお育児休業をすることが必要と認められる特別な事情があるときは子が1歳6ヶ月まで休業できるようになりました。特別な事情とは次のいわゆかの場合です。

- イ 保育所に入所を希望しているが入所できない場合。
- ロ 子の養育を行っている配偶者が死亡や・負傷・病気などで子の養育が困難になった場合。

これらの場合、子が1歳まで両親のどちらかが育児休業中でなければなりませんが交替もできます。

育児・介護休業法（「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」）が改正されました（平成17年4月1日施行）。今回の改正では、休業の対象者が、これまで除外されていた期間雇用者にも拡大されたことや子どもの看護休暇制度の創設など、育児や家族の介護を行う労働者がより一層仕事と家庭との両立を図り、使いやすい制度になるような内容の見直しがされました。改正の概要と育児・介護休業法のあらましをお知らせします。

3 介護休業の取得回数制限の緩和

要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態に至ることに1回の介護休業をすることができます。期間は通算して（のべ）93日までです。

これまで対象となる家族について1回、3ヶ月が限度でしたが、介護休業を複数回取得できることのニーズがあったこと、また短期間で職場復帰できる人も多かったことから、要介護状態にある家族が介護を必要となるごとに休業ができるようになりました。期間は対象家族1人当たり通算して93日までです。さらに介護のための勤務時間短縮等の措置についても通算93日間となります。

4 子の看護休暇制度の創設

小学校就学前の子を養育する労働者は申し出により、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために休暇を取得する事ができます。

これまで事業主の努力義務とされていましたが、今回の改正で事業主の義務となりました。小学校就学前の子を養育する労働者は1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために休暇を取得することができます。子どもの病気やけがの他、当日の急な発熱なども対象となります。事業主は業務の繁忙を理由に看護休暇の申し出を拒むことはできません。（勤続6ヶ月未満の労働者、週の労働日数が2日以下の労働者は労使協定により対象外にすることができます）

育児・介護休業法のあらまし

Q&A

育児休業制度

(法第5条～第9条)

労働者は、申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができます（一定の範囲の期間雇用者も対象となります）。一定の場合、子が1歳8ヶ月に達するまでの間、育児休業することができます。

介護休業制度

(法第11条～第15条)

労働者は、申し出ることにより、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態ごとに1回の介護休業をすることができます（一定の範囲の期間雇用者も対象となります）。期間は通算して（のべ）93日までです。

子の看護休暇制度

(法第16条の2、第16条の3)

小学校就学前の子を看護する労働者は、申し出ることにより、1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができます。

不利益取扱いの禁止

(法第10条、第16条、第16条の4)

事業主は、育児休業、介護休業や子の看護休暇の申出をしたこと又は取得したこと理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。

時間外労働の制限の制度

(法第17条～第18条)

事業主は、育児や家族の介護を行う労働者が請求した場合には、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはなりません。

深夜業の制限の制度

(法第19条～第20条)

事業主は、育児や家族の介護を行う労働者が請求した場合には、深夜（午後10時から午前5時まで）において労働させてはなりません。

勤務時間の短縮等の措置

(法第23条～第24条)

事業主は、3歳未満の子を養育し、又は要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者については、勤務時間の短縮等の措置を講じなければなりません。

また、事業主は、3歳から小学校就学前の子を養育し、又は家族を介護する労働者については、育児・介護休業の制度又は勤務時間の短縮等の措置に準じた措置を講ずるよう努めなければなりません。

転勤についての配慮

(法第26条)

事業主は、労働者を転勤させようとするときには、育児や介護を行うことが困難となる労働者について、その育児又は介護の状況に配慮しなければなりません。

職業家庭両立推進者の選任

(法第29条)

事業主は、職業家庭両立推進者を選任するように努めなければなりません。

育児・介護休業法に関する厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kouyou/ryouritu/index.html>

Q うちの会社で、育児・介護休業制度ってあるのかな？

A 育児・介護休業は法律に基づき労働者が請求できる権利です。会社に規定がなくても申し出ることができます。まずは勤務先に相談してみましょう。

Q 育児・介護休業を申し出たらやめさせられるかも？

A 休業を申し出たことを理由に、解雇やその他不利益な取り扱いをすることは禁止されています。困った時は北海道労働局雇用均等室等に相談してください。

Q 男だし、忙しいし、育児・介護休業なんて取れないよ…

A 休業を妻と交代するなど短期間であっても積極的に男性も育児等に参加しましょう。妻が専業主婦でも育児が困難な状況なら（産後8週間以内など）休業できます。



内立支援キャラクター「内立するペス」

苫小牧市男女共同参画推進条例(仮称)を制定します

平成11年6月男女共同参画社会基本法が公布されました。また、平成12年には具体的な道筋を示すものとして男女共同参画基本計画が打ち出されました。苫小牧市では、平成3年「苫小牧市女性活動計画」、平成13年には「とまこまい男女共同参画プラン21」を策定し、男女共同参画社会の形成に向けた取組みを行ってきましたが、職場や学校、地域、家庭などのあらゆる場で、男女が共に参画できる環境整備と課題解決がさらに必要です。その基本となる条例制定に向けて今年度から内容の検討をはじめています。条例施行は平成18年度の予定です。

● 苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会を設置しました ●

条例制定に向けて、公募を含む市民12人による苫小牧市男女共同参画推進条例検討懇話会を設置しました。第1回懇話会は平成17年2月22日に開催。委員の皆さんに委嘱状を交付し、会長に松谷マサ子さんを選出しました。懇話会では条例に盛り込む事項について検討し、9月頃には懇話会の意見をまとめて答申する予定です。

※ 懇話会開催に関しては苫小牧市女性政策課ホームページに掲載しています。
詳細はお問い合わせください。



女性センターおすすめ 本&ビデオ

「兼業主夫」マニュアル

「仕事」と「育児」両立のノウハウと哲学

清水 聰一 著/大村書店

男女共同参画社会が叫ばれるようになっても、男の育児は世間から高い評価が得られない現実を指摘。自分の人生の充実感につながる「仕事」と「育児」を両立させる実践ノウハウを、ビジネス書の視点で紹介しています。



愛する、愛される

デートDVをなくす・
若者のためのレッスン7

山口 のり子 著/梨の木舎

DVは若者の間でも起きている。親密な関係になったとたん身体的・精神的・性的、さまざまな形でおきる暴力を「デートDV」と呼ぶ。導入に臨場感あるマンガ。事例や意識チェックも折り込んでおり、具体的なアドバイスも載っています。



図 書

共働き子育て入門

普光院 亜紀 著/集英社

共働き子育ての悩み、不安、問題点を挙げて解決策を考えます。保育園を考える親の会の代表である著者をはじめ多くの母親たちの豊富な経験から、日常のさまざまな場面でのアイデアやアドバイスが提供されています。



母に歌う子守唄

わたしの介護日誌

落合 恵子 著/朝日新聞社

落合恵子さんが介護度5の母親を2年間自宅介護する中で綴ったエッセイ50編を収録。後半は「介護と経済」にも触れています。痴呆という病気が理解できる本です。いま介護に疲れている人、明日介護されるあなたに読んで欲しい一冊です。



開催しました！

女性のエンパワーメント講座

プレゼンテーション能力をみがこう

平成17年2月3日・10日・17日の3回にわたり、仕事や地域活動の場で的確な説明やはっきりとした意見を述べるように、プレゼンテーション技術を習得する講座を開催しました。

講師は札幌国際大学助教授武井昭也さん。プレゼンテーションとは、「ある目的のために限られた時間を使って効果的に情報を伝え、その結果として相手の判断や意思決定を促す積極的なコミュニケーションの方法です」と説明しました。話し方・態度・服装などの基礎的なことから、パワーポイントを使った具体的な手法までの講義を受け、最終日には学習の成果発表として4人の受講者がそれぞれプレゼンテーションの実践をしました。



参加者の声

- プレゼンテーションは特別なことだと思っていましたが、人に伝えるという点で身近に活用できることがわかりました。
- 自分の思いをきちんと相手に伝えることの大切さを実践していきたいと思います。
- 仕事でプレゼンテーションすることがあるので教えていただいた戦略を活かしていきたいと思います。
- プレゼンテーションの実践では、それぞれの発表方法の違いや先生の具体的なアドバイスがとても参考になりました。

お笑いジェンダー論

瀬地山 角 著／勁草書房

著者は、この本と同様のタイトルで、全国各地で講演を行ってきました。本書も「ライブ」の活気を再現するようなユニークな切り口で内容の興味をひきたてます。「社会的性差」を笑いながら理解し、しっかり考えられる内容です。



よしもとばなな 著／文藝春秋

物語はタイトル通り14歳の少女の「初恋」。初恋の相手は少女の違う絵の先生。二人で妖精を目指したのをきっかけに心を通わせていくファンタジーな物語。挿絵がカラーで楽しく優しく心に温かい本になっています。



広がる未来！私が選ぶ チャレンジする女性たち

企画／内閣府男女共同参画局

女性としてどんな仕事ができるのだろう、自分らしい行き方ってなんだろう？ 将来に漠然とした不安を抱いた高校生3人が自分達のあこがれる生き方、幅広い分野で活躍している5人の女性を取り材し夢を膨らませます。



女性センター図書の貸出し内容が変わりました！

平成17年4月から図書貸出冊数の制限をなくしました。

- 貸出時間：月～金曜日の9時～17時（祝日、年末年始除く）
- 図書貸出：何冊でも2週間
- ビデオ貸出：2巻まで1週間



女性センター講座

男女共同参画社会実現のために必要な知識をいろいろな角度から学びました。

「男女共同参画講座」を開催しました

1回目 平成16年9月7日

テーマ

「介護する側される側」

講師 ナイスティやなぎ課長 鈴木富士江さん

日頃、老人介護施設で高齢者にサービスを提供している立場から、さらに進む高齢化社会にも安心して快適に介護サービスを受けることができるよう、介護認定や在宅サービスの利用などの説明がありました。また、自らも介護する立場として心の持ちようについてお話しいただきました。

- 親の介護はまだ先と思いますが大まかなことがわかり心強く感じました。
- 日常生活を通してのお話が印象的で介護される人の気持ちに近づけるようになれたらと思いました。
- 介護する側とされる側が対等な立場であることを知ることができてとてもよかったです。

参加者の声

2回目 平成16年9月14日

テーマ

「子育て事情」

講師 苫小牧市しみず保育園園長 高橋知子さん

保育園が、福祉的要素の強い保育園から共稼ぎ家庭の子どもの保育、さらに家庭保育の支援の役割としての保育園へ変遷してきた経過の説明がありました。子育てルームや地域の託児グループなど育児相談や子育て支援の多様なサービスやネットワークづくりの必要性についてもお話しされました。

**参加者の声**

- 子育てルームの存在を知り、多くの人たちが参加できる機会がもっと増えていけばよいと思いました。
- これからの子育てはむずかしいですが地域のグループや子育てルームがあることに安心しました。
- 子育てをいろいろな人の手を借りてやっていきたいと思いました。

3回目 平成16年9月21日・28日

テーマ

「イギリス文学に描かれる女性像」

講師 苫小牧明澤大学教授 佐藤龍子さん

シェークスピアの時代の女性について、映画「恋におちたシェークスピア」を題材にお話ししていただきました。結婚は女性本人の意志にかかわらず親が決め、子育ては、母親ではなく乳母の役目。女性としての教育も乳母が絶大な力をもっていた、という説明に、参加者は主人公や母親、乳母の女性像に興味を示していました。

**参加者の声**

- イギリス文学の魅力を知りました。また、自立を求める女性像の中から力強さを感じることができました。
- シェークスピアに生きた時代を解説していただき別な視点で映画を鑑賞できました。
- 作家を知ることで映画鑑賞の楽しみがとても深まる事を教えていただきました。

【用語解説 7】

アイキャッチャー



広告に注目させるための視覚的因素のことで、人物を登場させて注目を集めたり、親しみを持たせたりするのは広告の手法として一般的です。

しかし、単に目を引くために若い女性を登場させ、内容とは関係なく水着姿や裸体、媚びたポーズなど性的な侧面ばかりを強調したのでは、本来の伝えたいものに关心が及ばないばかりか嫌悪感を与えかねません。

内容とアイキャッチャーとのつながりは何か、アイキャッチャーから自然に訴えたい内容へと連なる表現になっているかを確かめることが必要です。安易に女性をアイキャッチャーとして起用せず、より効果的な表現方法を工夫したいものです。

**女性をむやみに
“アイキャッチャー”にしている例**

内容と無関係に、女性の水着姿や身体の一部などを使うと、「性的側面を強調している」と受け取られることがあります。しかも、本来の伝えたい内容が不明確な広報になっています。

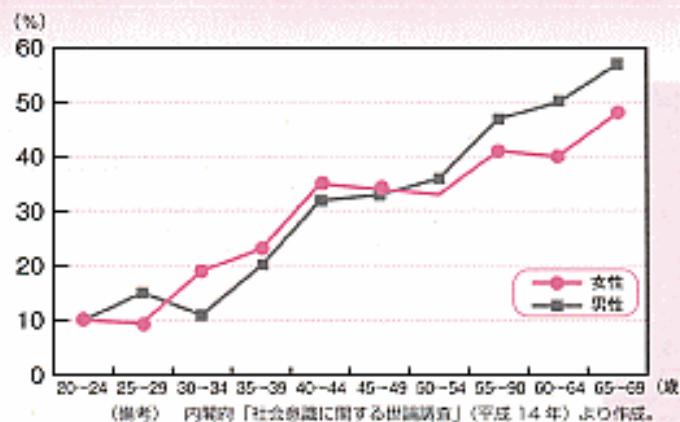
高齢者の社会参加

年齢が高くなるほど
社会参加意欲が高い

日本では、諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しており、高齢化率は、昭和 25 年の 4.9%から、50 年には 7.9%、平成 15 年には 19.0%と急速に上昇を続けています。しかし、厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成 13 年)によると、日常生活に影響があるとする高齢者(65 歳以上)は女性の 25.1%、男性の 21.8%にすぎず、元気な高齢者の多いことが分かります。高齢者は単に支えられる側ではなく、社会を支える重要な一員といえます。

下記の図によると、町内会などの地域活動を通じて社会の役に立ちたいと思っている人の割合が男女とも年齢が高くなるにつれて増加しており、高齢者の社会参加に対する意欲は高くなっています。また、総務省の調査では、65 歳~69 歳の人で過去 1 年間に何らかの「学習・研究」を行った人の割合は男女とも 2 割を超えていて、さらに学びたいという傾向がうかがえます。

地域活動において、社会の役に立ちたいと思っている人の割合



女性に対する暴力をなくそう！

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクハラ、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり決して許されない行為です。

ひとりで悩まずに
相談してください！

苦小牧市児童家庭課
「児童虐待・女性に対する暴力(DV)」専用ダイヤル

(0144) 32-7400

平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで
※夜間・休日等の緊急連絡先は、市役所 (0144) 32-6111 です。



女性に対する暴力撲滅のための
シンボルマーク

関係機関窓口

- 道立女性相談援助センター(配偶者暴力相談支援センター)..... 011-666-9955
- 胆振支庁環境生活課(配偶者暴力相談支援センター) 0143-22-5286
- 苦小牧警察署 0144-35-0110
- ウィメンズ・サポート“結”(民間シェルター) 070-5600-8416

女性センター情報コーナー

女性センター講座

男女共同参画講座

「改正DV法とDV被害者の実態」

DV防止法の改正点を学び、相談事例や判例をもとにDV被害者の実態を知り理解を深めます。

- 開催日 平成17年6月2日(木)18:30~20:30
- 講師 中村満松法律事務所 弁護士 满松千寿
- 対象 市内に在住・勤務する15歳以上の方
- 定員 30人
(1歳6ヶ月以上就学前のお子さんの託児をします。)
- 参加費 無料

★詳しくは広報とまこまい5月号をご覧ください

各種講座一覧

講座名	期間	時間	定員(人)
楽しく毛筆	5月9日~ 6月27日	13:30 15:30	20
Good For You 英会話	5月10日~ 6月28日	10:00 12:00	25
やさしいパンづくり	5月18日~ 6月15日	9:30 12:00	30
初めての陶芸	5月11日~ 6月29日	18:30 20:30	16
男のキッチン	5月26日~ 7月14日	18:30 20:30	25
料理アラカルト	5月13日~ 7月15日	10:00 12:00	30
ワードで作るオリジナル名刺A	7月5日~ 7月14日	10:00 12:00	20
ワードで作るオリジナル名刺B	7月5日~ 7月14日	18:30 20:30	20
ワードによる表作成A	7月19日~ 7月28日	10:00 12:00	20
ワードによる表作成B	7月19日~ 7月28日	18:30 20:30	20

★詳しくは生涯学習だより27号をご覧ください

編集後記

女性センター講座「男のキッチン」は開催する度に人気がありまして参加者が増えています。ひとつの講座に参加することで、「女性センターはほかにこんなこともやっているんだ」と興味をもつてもらいたい男女共同参画講座の男性参加にもつながればと思っています。

つぎの8号に「こんな話をとりあげてほしい」などありましたらお知らせください。お待ちしています。

■発行日:平成17年3月 ■発行:苫小牧市

【企画・編集】市民部女性政策課

北海道苫小牧市若草町3丁目3番8号 ふれあい3-3(苫小牧市民活動センター)4階
TEL 0144-32-3544 FAX 37-2223 Eメール josei@city.tomakomai.hokkaido.jp
ホームページ <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>

女性のための法律相談

女性センターでは、家庭・離婚問題、雇用問題や職場のさまざまなトラブルなど、女性の人権や男女平等に関する問題について、女性弁護士による女性のための法律相談を年に2回、6月と11月に実施しています。

★詳しくは広報とまこまいでお知らせします

チギャラリー開催中!

女性センター利用者のみなさん作品・学習風景写真などを女性センター4Fのロビーに展示しています。ぜひご覧下さい。



女性センター利用案内

所在地

苫小牧市若草町3丁目3番8号
ふれあい3-3(苫小牧市民活動センター)内

TEL: 32-3544

開館時間

9:00~21:00 年末年始(12/31~1/5)

利用対象 市内に在住勤務する15歳以上の女性、学習グループなど

利用申込 利用日の3ヶ月前の月初日から受付

(ただし周知期間が必要な会合等は6ヶ月前から)

受付時間 月~金曜日の8:45~17:15(祝日年末年始を除く)

料金表

使用料の区分	午前 9時~12時	午後 13時~17時	夜間 18時~21時	1日 22時~24時
料理実習室	1,100円	1,200円	1,300円	3,050円
図書室A	900円	1,000円	1,100円	2,550円
△2区分1室使用の場合	450円	500円	550円	1,270円
美術室B、美術工芸室、陶芸室	900円	1,000円	1,100円	2,550円
茶室、石窓室、陶芸室、研修室	800円	900円	1,000円	2,300円
和室、プレイルーム	400円	450円	500円	1,150円

※上記のほか、設備・備品使用料及び各期間使用料がかかります。

入場料を徴収する場合は上記料金の2倍。

図書資料室は
どなたでも
自由にご利用ください

<月~金曜日>
9:00~17:00
(祝日・年末年始を除く)

